

社会福祉法人なかよし愛育会 定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営み、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

- (イ) 保育所の経営
- (ロ) 放課後児童健全育成事業の経営
- (ハ) 地域子育て支援拠点事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人なかよし愛育会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、子育て世帯を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を埼玉県さいたま市緑区松木一丁目19番21号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員2名の合計4名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議

事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出

席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。但し、理事長が出席しなかった場合は出席した理事及び監事が記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2. 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
 - (1) 埼玉県さいたま市緑区松木一丁目19番21号所在の松木保育園敷地(387.14平方メートル)
 - (2) 埼玉県さいたま市緑区松木一丁目19番21号所在の鉄骨造陸屋根2階建 松木保育園園舎1棟(387.63平方メートル)
 - (3) 埼玉県さいたま市見沼区風渡野往還上東 685番1、685番2、686番6、691番1、691番6、691番7、691番地8、694番4号所在の風渡野保育園敷地(1,357.19平方メートル、仮換地の面積としては918平方メートル)
 - (4) 埼玉県さいたま市見沼区風渡野往還上東 691番地1、691番地7、691番地8、695番地2、695番地3、695番地4、695番地5、691番地1先(換地 同所予定地番4街区8画地、7画地、9-1画地、9-2画地)号所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき・陸屋根2階建風渡野保育園園舎1棟(613.60平方メートル)
- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、さいたま市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、さいたま市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第7章 解散

(解散)

第36条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第38条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、さいたま市長の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨をさいたま市長に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、社会福祉法人なかよし愛育会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第40条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

1. この定款は、平成16年12月27日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長 伊藤 安博
理事 伊藤 元子
理事 村松 順子
理事 吉田 光男
理事 梅澤 順子
理事 松尾 勲子
監事 森 昭雄
監事 久保田 祐子

附則

この定款は平成17年6月10日から施行する。

附則

1. この定款は平成20年4月1日から施行する。
2. 設置された評議員の任期は平成20年12月27日までとする。

附則

1. この定款は平成22年1月18日から施行する。

附則

1. この定款は平成23年5月26日から施行する。

附則

1. この定款は平成24年7月10日から施行する。

附則

1. この定款は平成29年4月1日から施行する。

社会福祉法人なかよし愛育会定款細則

(日常の業務)

第1条 定款第24条第1項に言う日常の業務とは以下のものを含むものとする。

- (1) 施設長の任免その他重要な人事を除く職員の任免
- (2) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること。
- (3) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (4) 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの。
- (5) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち経理規程により随意契約とすることが認められているものであって、次のような軽微なもの。
 - ① 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
 - ② 施設設備の保守管理、物品の修理等
 - ③ 緊急を要する物品の購入等
- (6) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (7) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (8) 予算上の予備費の支出
- (9) 利用者の日常の処遇に関すること。
- (10) 理事会により承認された寄附金の募集について、その寄附金の受け入れに関する決定。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(軽易と看做さない金額)

第2条 前条(1)から(9)に定める場合であっても、経理規程により随意契約とすることが認められていない案件の場合は事前に理事会に諮るものとする。

(理事長が特別利害関係者の場合)

第3条 第1条に定めるいずれの場合についても、理事長個人が特別の利害関係を持つ案件、理事長個人と利益相反する案件並びに理事長個人と双方代理となる案件については、理事会の承認を要するものとする。

(理事の順位の仮決定)

第 4 条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときのために、順次に理事長に就任する理事の順位を理事の選任後最初の理事会で仮決定しておく。但し、実際に理事長に事故あるとき、又は欠けたときには、別途理事会を開催して理事長を互選する。

(法定決議事項)

第 5 条 理事会についての法定決議事項は以下の各号である。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定
(法第 45 条の 9 第 10 項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第 181 条)
- (2) 理事長の選定及び解職
(理事長：法第 45 条の 13 第 2 項第 3 号、業務執行理事：法第 45 条の 16 第 2 項第 2 号)
- (3) 重要な財産の処分及び譲受け
(法第 45 条の 13 第 4 項第 1 号)
- (4) 多額の借財
(法第 45 条の 13 第 4 項第 2 号)
- (5) 重要な役割を担う職員の選任及び解任
(法第 45 条の 13 第 4 項第 3 号)
- (6) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
(法第 45 条の 13 第 4 項第 4 号)
- (7) 競業及び利益相反取引
(法第 45 条の 16 第 4 項において準用する一般法人法第 84 条第 1 項)
- (8) 計算書類及び事業報告等の承認
(法第 45 条の 28 第 3 項)
- (9) 理事会による役員、会計監査人の責任の一部免除
(法第 45 条の 20 第 4 項において準用する一般法人法第 114 条第 1 項)
- (10) その他の重要な業務執行の決定

附則

本定款細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

社会福祉法人なかよし愛育会評議員会細則

(議長と議事録署名人の選出)

第1条 評議員会を開催する際には、その都度、評議員の互選により議長と議事録署名人2名を選出する。

(評議員による評議員会の招集)

第2条 定款第12条第2項の規定により評議員が理事長に対し評議員会の開催を請求したにもかかわらず、理事長が評議員会を招集しない場合には、次の各号の何れかの処置をとることができる。

- (1) さいたま市長の許可を得て自ら招集する。
- (2) 他の評議員に呼び掛けて、定款第13条第1項又は第2項に基づく決議が可能な数の評議員に賛同を得た場合は、自ら招集する。

(評議員会開催通知)

第3条 評議員会開催通知は評議員会開催の1週間以上前に行わなければならない。

- 2 普通郵便により開催通知を発送した場合は投函日の翌々日に配達されたものと推定する。
- 3 定時評議員会については、理事会で計算書類が承認された後、計算書類の備置と閲覧のため評議員会の開催までに2週間の間隔を開けなければならない。

(評議員に対する報酬等の支給の基準)

第4条 評議員の報酬は評議員会開催1回につき1万円とし、源泉税引き金額を各評議員が指定した口座に振り込むものとする。

- 2 会議出席のために各評議員が要した費用は別途弁済することができる。
- 3 源泉税額は以下のとおりである。
 - (1) 当法人の職員--給与と合算する
 - (2) 税理士等一報酬として計算するので税率10.21%(0.21%は復興特別税)
 - (3) 他の給与所得が主たる給与の人一乙表で計算する
 - (4) 無職その他の人一毎年の扶養控除申告書を提出した場合は甲表で計算し、提出しない場合は報酬として計算する。
- 3 源泉税を徴収した場合は、源泉徴収票を発行し、法令に定められた書類を官庁に提出する。

(法定決議事項)

第5条 評議員会についての法定決議事項は以下の各号である。

- (1) 理事、監事の選任
(法第43条)
- (2) 理事、監事の解任
(法第45条の4第1項及び第2項)
- (3) 理事、監事の報酬等の決議
(理事：法第45条の16第4項において準用する一般法人法第89条、監事：
法第45条の18第3項において準用する一般法人法第105条)
- (4) 理事等の責任の免除
(全ての免除：法第45条の20第4項で準用する一般法人法第112条(※総
評議員の同意が必要)、一部の免除：第113条第1項)
- (5) 役員報酬等基準の承認
(法第45条の35第2項)
- (6) 計算書類の承認
(法第45条の30第2項)
- (7) 定款の変更
(法第45条の36第1項)
- (8) 解散の決議
(法第46条第1項第1号)
- (9) 合併の承認
(吸収合併消滅法人：法第52条、吸収合併存続法人：法第54条の2第1
項、法人新設合併：法第54条の8)
- (10) 社会福祉充実計画の承認
(法第55条の2第7項)
- (11) その他定款で定めた事項

附則

本評議員会細則は、平成29年4月1日から施行する。

社会福祉法人なかよし愛育会評議員選定・解任委員会細則

(評議員選定・解任委員会委員の選出)

第1条 評議員選定・解任委員会委員(以下単に「委員」と言う)は理事会の議決により選任されるものとし、解任の場合も同様とする。

(任期)

第2条 委員の任期は6年間とし、再任を妨げない。

(委員会の招集)

第3条 委員会の招集は理事会の決議に基づき理事長が行う。

(議決)

第4条 委員会は委員の過半数の出席で成立する。

2 委員会の議決は評議員1名づつについて行い、賛成者が外部委員少なくとも1名を含む出席者の過半数で成立する。

(委員の報酬)

第4条 委員の報酬は委員会開催1回につき1万円とし、源泉税引き金額を各委員が指定した口座に振り込むものとする。

2 会議出席のために各委員が要した費用は別途弁済することができる。

3 源泉税額は以下のとおりである。

(1) 当法人の職員--給与と合算する

(2) 税理士等--報酬として計算するので税率10.21%(0.21%は復興特別税)

(3) 他の給与所得が主たる給与の人--乙表で計算する

(4) 無職その他の人--毎年の扶養控除申告書を提出した場合は甲表で計算し、提出しない場合は報酬として計算する。

3 源泉税を徴収した場合は、源泉徴収票を発行し、法令に定められた書類を官庁に提出する。

附則

1. 本評議員選定・解任委員会細則は、平成29年1月1日から施行する。

2. 最初の委員の任期は平成29年1月1日からとする。

社会福祉法人なかよし愛育会役員報酬規程

(理事及び監事の報酬等の額)

第1条 理事及び監事に対して、各年度の総額が800,000円を超えない範囲で、次条の規定に従って算出した額を報酬として支給することができる。

(理事及び監事に対する報酬等の支給の基準)

第2条 理事の報酬は理事会開催1回につき1万円とし、理事が職員を兼ねる場合は職員としての給与とは別に支給するものとする。

2 理事が評議員会、評議員選定・解任委員会に出席した場合も会議開催1回につき1万円とし、理事が職員を兼ねる場合は職員としての給与とは別に支給するものとする。

3 監事の報酬は前年度事業についての監査を行った場合及び理事会、評議員会、評議員選定・解任委員会に出席した場合は監査又は会議開催1回につき1万円とする。

4 会議出席のために各役員が要した費用は別途弁済することができる。

5 支払は源泉税引き金額を各理事・監事が指定した口座に振り込むものとする。

6 源泉税額は以下のとおりである。

(1) 当法人の職員--給与と合算する

(2) 税理士等--報酬として計算するので税率10.21%(0.21%は復興特別税)

(3) 他の給与所得が主たる給与の人--乙表で計算する

(4) 無職その他の人--毎年の扶養控除申告書を提出した場合は甲表で計算し、提出しない場合は報酬として計算する。

7 源泉税を徴収した場合は、源泉徴収票を発行し、法令に定められた書類を官庁に提出する。

附則

本役員報酬規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

本役員報酬規程は、平成29年4月1日から遡及して施行する。